

○山井委員 三十分間、働き方改革の問題点について質問をさせていただきたいと思います。

きょうの朝の西村智奈美議員などの質問においても、裁量労働制のデータのでたらめが明らかになって、裁量労働制の調査結果そのもののデータを撤回するということが明らかになりました。しかし、残念ながら、長年、高度プロフェッショナル、いわゆる残業代ゼロ制度、私たちや過労死の家族の会の方々も大反対をしているにもかかわらず、このままいくと、高度プロフェッショナル、過労死促進法とも言われております、これを強行しようとしております。何とか思いとどまっていたきたい、今回の法案から高度プロフェッショナル、残業代ゼロ制度を外してほしい、そういうお願いを含めて質問をさせていただきたいと思います。

聞くところによりますと、何か来週でも与党の方で法案審査をして、閣議決定をして、国会提出、そういう報道も出ております。そういう中で、きょうも過労死の御家族の皆さん方、傍聴にもお越しをいただいておりますけれども、まずお聞きしたいのが、さまざまな新聞報道、きょうの配付資料に入れさせていただいております。四ページ目、五ページ目、「勤務時間把握を義務化」「労働時間の把握 企業に義務付け」等々、こういうことを修正するのではないかと。もちろん把握義務化には私も賛成です。ただ、やはり、聞くところによりますと、労働安全衛生法に明記するということが、罰則がないのではないかと。罰則がないと実効性がなかなか上がらないのではないかとこの気がするわけでありまして。

そこで、労働安全衛生法にこの勤務時間の把握の義務ということを法律に書き込んだとして、罰則は入れられるんですか。そのことをお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 労働時間の把握に関しまして、昨年六月五日の労働政策審議会の建議において、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導の適切な実施を図るため、管理監督者を含む全ての労働者を対象として、労働時間の把握について、客観的な方法その他適切な方法によらなければならない旨を、これは省令に規定することが適当であるとされており、その建議に基づく法案要綱についても、昨年九月、おおむね妥当との答申をいただいたところでございます。

現在、そうした答申を踏まえながら、要綱そして法案について与党内で御議論いただいているところでございますが、その中で、労働者の健康確保の観点から、労働時間の状況の把握の実効性確保、これが課題の一つとして挙げられているところでございます。

具体的にどう対応していくのかについては、現在検討しているところでございまして、確定的なことを申し上げる状況にはございませんが、いずれにしても、早期に法案を提出できるよう、精力的に作業を進めていきたいと考えております。

○山井委員 今答弁がありました。結局、罰則が恐らく入らないんですね。となると、なかなか、労働時間把握の義務化といっても実効性は上がらない、そういう危惧を感じます。

それで、早期の法案提出ということですが、繰り返し言いますが、私たちはそれをやめていただきたいんですよ、早期の成立を。やはり、過労死をふやすような残業代ゼロ制度、高度プロフェッショナルを含んだような法案はぜひやめていただきたいというふうに強く申し上げます。

それと関連して、この四ページ、五ページ目の新聞報道にもありますけれども、今議論をしている修正の中でもう一つ驚いたのが、中小企業について修正を加えるというふうなことが報道されております。中小企業の実態を考慮して指導監督を実施するという内容を盛り込む、あるいは、個別に中小企業に対して労働基準監督署は、人材確保や取引で厳しい立場にある中小企業の実態を考慮して指導を行うものとするということを附則に、法案に盛り込むと。

私はこれは大問題だと思いますよ。もしこういうものを入れたら、事実上、私たちは、百時間でも長過ぎる、過労死ラインですから百時間でも長過ぎるのに、おまけに、こういう中小企業の実態を考慮して指導を行うということを入れてしまうと、事実上、百時間超えても指導はしません、事実上、中小企業は百時間上限を免除するということになりかねないんです。こういうことは当然やめていただきたいということを強く申し上げたいと思います。

まさか、こういう中小企業のところを緩めるということはありませんよね。加藤大臣、お答えください。

○加藤国務大臣 法案要綱において、時間外労働の上限は原則として月四十五時間、かつ三百六十時間と法律に明記する、そして、これを踏まえ法案を策定する方針でありまして、その上で、臨時的な特別の事情がある場合に該当すると労使が合意しても上限は年七百二十時間であり、その範囲内において、複数月の平均では休日労働を含んで八十時間以内、単月では休日労働を含んで百時間未満、原則としての延長時間を超えることができる回数は一年について六カ月以内に限るとし、これらに違反する場合は罰則を科すということで今検討しているところでございます。

この時間外労働の限度時間については、これまでも長年議論されながら法定できず、大臣告示にとどまっていたものでありまして、今回の法案要綱に盛り込んだことは、我々は大きな前進と考えておりまして、現在、法案作業中で具体的なことについてお答えすることは困難ではありますが、中小企業について、罰則付きの時間外労働の上限規制の対象から外すといったことを考えているわけではございません。

○山井委員 私の質問に答えないですね。外すなんて言っていないですよ。事実上、骨抜きになってしまうということを行っているんですよ。百時間の上限でも、私たちは長過ぎて過労死ラインだということを言っているのに、それを更に、事実上、中小企業を骨抜きにする。大部分の会社は中小企業ですよ。私は、中小企業にも頑張ってもらいたいと思いますよ。しかし、中小企業で働いている方々は過労死していいということにはならないんですから、こういうことは絶対にやめてください。

それで、本当にあきれるのは、ただでさえ今回の法案で過労死がふえるのではないかと私たちが反対しているにもかかわらず、まだそれを緩めようということを考えている。方向性が逆なんですよ。

それで、今回、過労死の問題について、先ほど西村智奈美議員の質問の続きをさせていただきたいと思いますが、野村不動産、裁量労働制、六百人の違法が見つかって特別指導が行われました。しかし、びっくりしたのは、きょうの配付資料の十四ページを見てください。私たち、聞かされていませんでしたけれども、特別指導した野村不動産で過労死が起こっているんじゃないんですか。そんなこと、私たち、聞かされていませんでしたよ。

三月五日の石橋議員の答弁、配付資料の十五ページに書いてありますけれども、ここについて、この過労死が起こったことを加藤大臣は知っていたんですか、安倍総理は知っていたんですかということに対して、安倍総理は、今の御指摘については報告は受けておりませんと言っている。それで、加藤大臣は、先ほども西村智奈美議員が質問されましたけれども、一つ一つそのタイミングについて知っていたのかと言われれば、承知しておりませんということをお答えされているわけです。

ですから、今うなずいておられますけれども、皆さん、これは与党も野党も関係ありませんけれども、承知しておりませんということは、十二月の末の時点で過労死の事案は報告を受けていなかったんだと誰が読んでも思いますよね。

加藤大臣、改めて確認ですけれども、この答弁に明確に、承知しておりませんとおっしゃっているということは、特別指導を十二月末に行う段階で過労死の報告は受けなかったということですね。

○加藤国務大臣 委員も厚生労働省の、たしか政務官もおやりになっておられた。過労死の事案について、個人情報保護の観点から、御本人の遺族ないし代理人の方が会見等で発言された以外でそれについて厚労省側から触れるということはないということは御承知だというふうに思います。

その上で、私が申し上げたのは、一般論として、かつ、そうした一つ一つの認定ごとに私どものところに過労死の案件について上がってくるわけではないんだ、そういうことを一般論として申し上げたということでありまして、野村不動産でそうしたことがあるかどうかという一つの労災補償の個別の事案に対して、私どもは常に説明また回答を差し控えさせていただいている。この態度は、こうした姿勢は一貫しているところでございます。

○山井委員 ということは、加藤大臣、これは虚偽答弁したということですね。

ここの新聞に全部出ていますよ、翌日。見てください、十六ページ。過労死、首相ら把握せず、加藤大臣もそのタイミングでは知らなかった、毎日新聞。朝日新聞、厚生労働大臣、当時承知せず。東京新聞、一つ一つの事案を報告を受けていなかった。産経新聞、首相、報告受けてない、厚生労働大臣も一つ一つの事案の報告を受けていなかった。読売新聞も、その次のページ、役所から報告が上がってこなかった。

ほぼ全ての新聞が、加藤大臣の答弁を聞いて、承知していなかったと報道しているじゃないですか。国民もそう受け取っているじゃないですか。今さらそれを違うと言うのは、虚偽答弁をしたということですよ。これは私はとんでもないことだと思います。

言いわけは結構です。何度も聞いていますから、言いわけは結構です。これは、テレビ入り、総理入りでついた問題ですからね。これは深刻な問題だと思いますよ。いや、結構です、結構です。私はこれは非常に深刻な問題だと思います。

そこで、加藤大臣にお聞きします。

安倍総理は報告を受けていないと答弁しておられます。ですから、過労死の報告を受けている受けていないを答弁するのは問題ないんです。安倍総理は報告を受けていないと答弁しているんですから。加藤大臣は、この過労死の事案の報告、安倍総理は報告を受けていないと答弁されていますが、加藤大臣は受けていられたんですか。

○加藤国務大臣 私が全て、国会で答弁したことが私のしゃべったことでありまして、それがどう報道で解されたか、それはまた別問題だろうというふうに思いますし、それから、もともと、委員御承知のとおり、こうした労災の関係の個別事案に対して厚生労働省から積極的に発言するということはあり得ない、そのことは十分御承知だろうというふうに思います。

○山井委員 その理屈は通りません、安倍総理は報告を受けていないと明確に答弁しているんですから。

さらに、なぜこれが悪質かという、二月二十日、ここにもおられますが、高橋千鶴子議員の質問に対して、こういう裁量労働制は過労死や長時間労働を生むんじゃないかという高橋千鶴子議員の質問、さらに二月二日の西村智奈美議員の長時間労働を更に促進するのではないかという質問に対して、加藤大臣は、裁量労働制を取り締まった好事例として、監督指導を行ってきた、あるいはしっかり監督指導を行っているところであると、胸を張って好事例として答えているんですね。でも、実は過労死が起こっていたんですよ。過労死を防げなかったんですよ。

おまけに、過労死が起こったのは一昨年九月、そして、労災認定で過労死と認められて、この裁量労働制が違法と認定されてブレーキがかかったのが去年の十二月二十五日。ということは、一年三カ月も、過労死が起こってから違法な状態を放置してきたんですよ。もしそれをわかっていたら、しっかり監督指導を行っているところじゃないじゃないですか。人が死んでいるんじゃないんですか。死なないと違法がチェックできなかった、人が死んでからも一年三カ月も違法を放置してきましたと、本来だったら、これは謝罪しないとだめな案件ですよ。

だから、私は、加藤大臣が過労死の問題を知っていたのかどうか、この特別指導のときに。そうやって野村不動産という企業名を公表したのかというのは非常に重要なんですよ。

私の質問主意書によると、三回、この特別指導を十二月二十五日にするまでに加藤大臣は報告を受けていられるということです、質問主意書によりますと。ということは、これは質問主意書、十九ページ、本件について加藤大臣は、十一月十七日、二十二日、十二月二十二日、三回、事前に報告を受けている。私が厚生労働大臣だったら、史上初めてですよ、特別指導で企業名を公表するのは野村不動産が初めて。そのときに、特別指導をやろうという話になったら、六百人という人数は確かに多いです。でも、それだけじゃなくて、何がきっかけだったかと、普通聞くでしょう。そのときに、実は過労死の申請が出ているんですよと普通言いますよ、役所の方も。

加藤大臣、この三回の事前の打合せの中で、過労死の申請が出ているということを知っていたんじゃないんですか。また一般論では答えられないとおっしゃるかもしれないけれども、一般論じゃないんです。史上初、野村不動産という企業名は公表しているんですよ。そこまでやっているのであれば、過労死が起こったということも発表するのが私は筋だと思いますよ。いかがですか。過労死のことを聞いていたんですか。いかがですか。

○加藤国務大臣 申しわけありませんが、全く違うと思います。過労死の話というのは個人情報にかかわる話ですから、それを私どもから申し上げるわけにはいかない、このスタンスは一貫しているところでございます。

それから、今、好事例というお話がありましたけれども、それぞれの委員から野村不動産の関係について御質問をいただいたので、それに対して私は答弁させていただいたので、私から積極的にこの事例を申し上げたということはこれまでの答弁の中にはなかったわけでありまして、そこははっきり申し上げたいと思います。

○山井委員 いや、それは通りませんよ。西村議員にも、長時間労働の捕捉に関して監督指導を行ったところで

ありますと言っているし、高橋千鶴子議員に対しても、しっかり監督指導を行っている。過労死が起こっていたら、しっかり監督指導を行っているなんて、口が裂けても言えません。

安倍総理は、この件、過労死の申請、認定については報告を受けていないと言っているんですよ。だから、別に、個人情報とおっしゃるけれども、過労死の認定や申請について報告を受けたと言うことがなぜ個人の特定に、全くつながりませんよ。全くつながりません。おまけに、野村不動産も過労死があったということは認めていますからね。

加藤大臣、答えられないというのは、私は不誠実だと思いますよ。過労死隠しという疑惑が今出ているわけですからね。

そうしたら、質問主意書によると、決裁書が存在しないというんですよ。でも、これはおかしいですよ。これだけ重要な、史上初の特別指導に対して決裁書も存在しない。

ということは、加藤大臣、お願いします。決裁書が存在しなくても、何らかの書面はあったと思います、今回の特別指導に関しての。その書面、プライバシーに関するところは黒塗りでも結構ですから、この委員会に提出してもらえませんか。

○加藤国務大臣 今委員御指摘のように、当然、この特別指導に関しては私のところにも報告は来ているところでございます。

ただ、委員御指摘ありました、会社が仮に公表したから、それで個人情報の問題がクリアされると。私は、それははないというふうに思います。あくまでも私どもは、御遺族並びにその代理人、そうした方の御意向というものをしっかり踏まえていかなければならないというふうに思いますので、いずれにしても、そうしたことを申し上げることが今申し上げた過労死事案のことについてつながるといふことであれば、私どもはそれは差し控えなきゃいけないということで、一貫してこれはそう対応させていただいております。

それから、今お話がありました件でありますけれども、決裁文書云々ということでございますけれども、これについては、あくまでも口頭での指導を労働局長から行ったということでございますから、別に書面等はないわけでありますので、決裁等もとっていない、こういうことでございます。

○山井委員 その局長が社長に指導したときの書面でなくても結構です。何らかの関係する書面は必ずあると思います、史上初の特別指導ですから。委員長、これは一部黒塗りで結構ですので、委員会に提出するようにお願いします。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 やはり話を聞いていておかしいと思うのは、加藤大臣が過労死事案の報告を聞いていたか聞いていないかで、全然個人情報に抵触しませんよ、もう野村不動産は過労死が出ていると認めているわけですから。それに、これだけ、裁量労働制で過労死がふえるのではないかという、あれだけのけんけんがくがく議論をしたときに、加藤大臣がそれを知っていて黙っていたということになれば、私は、本当にこれは深刻な問題になりかねないのではないかと思います。

ということは、今の話を聞いていたら、御遺族が公表しない限り、過労死というのは、本当に、起こっても起こらなかったこととして、ほとんど社会問題としても取り上げられない、そういう恐ろしいことですよ。今度の高プロでも、もし高プロで過労死になっても、今の答弁と同じように、過労死が起こったかどうか答えられません、答えられません。やはりそれはおかしいと思いますよ、これだけ過労死が問題になっている中で。

そこで、高プロについてお伺いしたいと思います。

きょうの配付資料の一ページ目、昨日も、ワタミの過労死で娘さんが亡くなられた、森さんの御両親がこういうメッセージを寄せられました。

中原のり子東京過労死家族会の代表が、参議院で先日、意見陳述をされました。私もその場で傍聴しておりましたけれども、本当に、長時間労働が過労死をふやすということで、御自分の御主人も、高度プロフェッショナルを先取りしたような制度で亡くなったということを切々と訴えられました。

しかし、それを聞いて質問したのが渡邊美樹議員。私もちょっとびっくりしました、ワタミで過労死が問題になったということは誰もが知っているわけですから。さらに、その渡邊議員が、先ほどの柚木議員の質問にあり

ますけれども、事もあるうに、働くこと概念についてお話を聞かせていただきたい、お話を聞いていますと、できれば週休七日が人間にとって幸せなのか、そのように聞こえてきますと発言されました。家族会の中原さんは、こんな趣旨の話を全くされていません。何でこういう発言をするのか。

それで、御遺族の森さん御夫妻も、それに関して非常に批判をされていまして、最後の段落に書いてありますけれども、社員の過労死を生み出しても何ら反省のない渡邊氏に働き方改革を進めるための一翼を担わせる政府・自民党の目的は、経営者にとって今よりも都合よく働かせるための改革で、従業員が死んだところで、それは本人の責任で、企業、経営者側には一切の責任はないと主張する根拠となる法律整備を目指していると言えるのではないかと、それを体現するのが渡邊氏だと言えるのではないかと、その渡邊氏が推奨する高度プロフェッショナル制度は当然撤回することを求めたいと。

さらに、この配付資料の後ろから二枚目にも、過労死等防止対策推進全国センター代表幹事の森岡さん、寺西さん、川人さんが発表された、労働時間規制の根幹を覆す高度プロフェッショナル労働制に反対します、対象業務が拡大する今後、更に年収要件一千万と言われているものが切り下げられていく危険性がある、年収が一千七十五万円以上の労働者の多くは三十代後半から四十代と考えられますが、この年齢層のホワイトカラーの間では過労死と過労自殺が多発しています、私たちは、過労死をなくしたいという願いから過労死防止法の制定に取り組み、法制定後は過労死防止対策の推進に全力を尽くしていますが、この高度プロフェッショナル制度は過労死防止法に逆行して過労死を広げるものであり、断固として反対するものですということを、これはもう三年前から、日付を見てください、二〇一五年二月五日、三年前から、何度も何度も国会に足を運んで、多くの国会議員に頭を下げて頭を下げて、ずっと要望を続けてこられているんですよ。

にもかかわらず、人が死ぬ、過労死がふえる、やめてくださいと言っているわけですよ。それをなぜ強行するんですか。

先日家族会の方々に会ってくださったということを知りましたが、何か聞くところによると、来週にはもう閣議決定で法案提出とかそういううわさも聞きますけれども、これはやはり人の命にかかわる問題なんです。ぜひとも、この過労死の家族の会の方々の切実な声も受けとめて、この高度プロフェッショナルは削除していただきたいと思いますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 高度プロフェッショナル制度は、時間ではなく成果で評価される働き方をみずから選択することができる、労働時間に画一的な枠をはめるという従来の枠組みを超えて、みずからの創造性を発揮できるようにするというための制度ということでございます。

高度プロフェッショナル制度においては、法律において、対象業務また年収要件等々を定める、さらには対象労働者の個々の同意を得ていく、また対象、その職務についてもその同意を得る、そういったさまざまな限定も課した上で、さらに対象労働者の健康確保のための措置等もその中に組み込んでいるわけでありまして、こうした高い交渉力を有する高度な専門職、そういう方に限定するわけでありまして、そういった方々が自律的で創造的な働き方を可能にしていく、こういったことを推進するというので、今、高度プロフェッショナル制度も含めて、法案について与党内で議論をさせていただいている、こういうことでございます。

○山井委員 これは本当に、人の命が奪われるんです。加藤大臣も、これで、高度プロフェッショナルで過労死が出ますよ、残念ながら。そのときどうやって責任をとられるんですか。人の命を守るのが、与野党を超えて厚生労働委員会の務めです。

森岡先生、寺西さん、川人先生のこの要望書にも書いてありますけれども、例えば対象業務は、政省令ですから、法改正をしなくてもどんどんどんどん広げることができます、国会審議を経ずに。さらに年収要件も、今、平均年収の三倍ということで一千万と言われているんですが、この三倍を法改正して二倍にすれば七百万円以上になりますし、その三倍というのをとったら四百万円以上になりますし、経団連はもともと、ホワイトカラーエグゼンプションは四百万円以上と言っています。ですから、一回通せば、残業代ゼロの過労死促進法と言われるものがどんどんどんどん広がっていくんです。

ここにフリップを持ってまいりましたけれども、厚生労働委員で、三年前からやられている方は覚えていられると思います。この場所で与野党合意して過労死防止法を成立させたじゃないですか、全会一致で。そのとき

のチラシですよ。五十五万人もの過労死防止法制定の署名が集まったんですよ。それを集めたのは、ほかでもない、一番御苦労されている過労死の御遺族の方々じゃないですか。その方々が本当に、傷ついた心や体を引きずりながら、必死の思いで、やっとのことで、全ての政党が賛成して、この場で過労死防止法が成立して。今でも覚えていますよ。最後に寺西さんがここで意見陳述をされて、過労死家族会の全国代表として寺西さんがここで意見陳述して、立ち上がってみんな拍手したじゃないですか。あれはたった三年前ですよ。そこにこの記事がありますよ、二十五ページ。

あれから三年たって、まさか、この過労死家族の会の皆さんが大反対している、過労死防止法違反だと言って大反対しているというものを、まさか、野党や過労死家族の会の大反対を押し切って強行採決するんじゃないんでしょうね。働き方改革というのは、与野党合意して、人の命を守ることでですから、穏便にやろうじゃないですか。

ぜひとも、そのためには、高度プロフェSSIONALが入っていると、ここにも書いてありますよ。今は労働時間の原則があるから、辛うじて裁判でも組織を追及できる、労働時間規制の撤廃を法律に明記し、一度その対象になってしまえば自己責任だと言われかねない、過労死防止法が無視されているという寺西代表のコメントもここに出ています。

ぜひとも、加藤大臣、ここは立ちどまって、裁量労働制も削除しました、高度プロフェSSIONALも削除していただきたい。そして、何としても、与野党合意でないとかこういうものは、強行採決はしないということをこの場所で約束していただきたいと思います。

○加藤国務大臣 高度プロフェSSIONAL制度に対する私どもの考え方は先ほど申し上げたことなので、二重に申し上げることは差し控えたいと思います。

また、委員の後段のお話は、委員会でのお話なので、私どもとしては、まず与党内で御議論いただいておりますけれども、早期に法案を取りまとめて提出をさせていただき、そして、委員の、また委員会における審議にしっかりと対応させていただきたい、こう思っております。

○山井委員 いや、本当に、何と言ったらわかってもらえるんですか。過労死の御遺族が十年、二十年、必死になって、自分の家族のような苦しみを二度とほかの人に味わってほしくないと。何で過労死の家族の方々が五年も十年も国会に通い続けているんですか。いつまでこれをさせるんですか。一回当事者の心の叫びを聞いたら、普通、理解するでしょう。何人死んだら、高プロを導入して何人死んだらわかってもらえるんですか。

ぜひとも高プロを削除していただきたい。私たちも、これは本当に、国民の命を奪う法律なんというのは絶対この厚生労働委員会では強行採決はさせませんよ。与野党、こういうのは対立する問題じゃないんです。国民の命を守る、そのことは与野党関係ないんです。そのためには、ぜひとも、加藤大臣、高度プロフェSSIONAL削除、それさえしてもらえれば、この委員会も円満にいろいろな議論を前向きにできると思います。ぜひとも高プロの削除をお願いして、もしそれをしないのであれば、私は体を張ってでもこの法案は絶対阻止する、国民の命を守るために私たちは絶対そういう法案を阻止するということを誓って、この質問を終わります。

ありがとうございました。